

千葉県がん診療連携協議会専門部会作業部会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県がん診療連携協議会は、各専門部会において実務を行う際に、必要に応じて作業部会を設置することができる。

(組織)

第2条 作業部会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 作業部会長

(2) 作業部会委員

2 前項第1号の作業部会長は千葉県がん診療連携協議会長が任命する。

3 第1項第2号の委員は次の各号に掲げる者とする。ただし、次の各号に掲げる者以外の者を委員とする場合は第3条による。

(1) 千葉県内のがん診療連携拠点病院に所属する者。

(2) 千葉県内のがん診療連携協力病院に所属する者。

(3) 関係行政庁に所属する者

4 前項の委員は、千葉県がん診療連携協議会長が任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員に欠員が生じ、委員の補充を行う場合における当該委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(外部委員)

第3条 都道府県がん診療連携拠点病院の代表者は、前条第3項各号に掲げる者以外の者を委員とすることができる。

2 前項の委員は、外部委員とする。

3 外部委員の任期は前条第5項の規定に準ずる。

(作業部会長の業務)

第4条 作業部会長は、作業部会の会務を掌理する。

2 作業部会長は、作業部会における審議及び実務の結果などを、所属する専門部会に報告する。

(会議)

第5条 作業部会の会議は、作業部会長が招集し、作業部会長がその議長となる。

2 作業部会の会議の議決は出席委員の全会一致とする。

(その他)

第6条 作業部会の事務は、作業部会において行う。

2 この要綱の実施に際し必要の事項は、千葉県がん診療連携協議会長が別に定める。

(附則)

この規定は平成21年7月1日から施行する。

(附則)

この規定は平成24年2月4日から施行する。

(附則)

この規定は平成25年2月23日から施行する。